

# 長野市城山公園ほか7施設 指定管理者募集要項

長野市城山公園ほか7施設（以下「指定管理公園」という。）の管理運営について、民間の能力を活用して、住民サービスの向上と経費の節減等を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び長野市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年12月24日長野市条例第51号）の規定に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

なお、応募にあたっては、指定管理者制度の趣旨や施設の設置目的等を踏まえ、本募集要項（仕様書等含む）及び長野市指定管理者制度ガイドラインを十分ご確認くださいませよう願いたします。

## 1 募集の概要

### (1) 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とします。

### (2) 施設の概要

| 名称                | 所在地         | 開設年   | 面積<br>(ha) | 主な施設                                |
|-------------------|-------------|-------|------------|-------------------------------------|
| 城山公園              | 箱清水一丁目7-1   | 明治33年 | 13.3       | 広場、植栽、立体駐車場、噴水、壁泉、遊具、トイレ、管理棟        |
| 川中島古戦場史跡公園        | 小島田町1384-1  | 昭和53年 | 8.7        | 広場、植栽、駐車場、池、屋外ステージ、遊具、ドッグラン、トイレ、管理棟 |
| 昭和の森公園            | 上野二丁目120-13 | 昭和63年 | 13.5       | 広場、植栽、駐車場、噴水、遊具、遊歩道、トイレ、管理棟         |
| 青垣公園              | 松代町西条3837   | 平成4年  | 4.1        | 広場、植栽、駐車場、遊具、トイレ                    |
| 地附山公園             | 大字上松3024-1  | 平成16年 | 6.3        | 広場、植栽、駐車場、遊具、展望台、トイレ、管理棟            |
| 若穂中央公園            | 若穂川田427-1   | 平成22年 | 5.0        | 広場、植栽、駐車場、遊具、トイレ                    |
| 南長野運動公園<br>(植栽部分) | 篠ノ井東福寺320   | 平成9年  | 29.7       | 広場、植栽                               |
| 市場緑地              | 市場1-6       | 平成8年  | 0.5        | 植栽                                  |

### (3) 施設の内容

別添1「長野市城山公園ほか7施設 指定管理者募集要項 業務仕様書」のとおり

(4) 施設の運営状況

① 公園の現行の開場時間等

指定管理公園のうち、開場期間及び時間のある施設

| 公園名            | 開場期間及び時間のある施設 |                          |            |
|----------------|---------------|--------------------------|------------|
| 城山公園           | 立体駐車場         | 通年                       | 常時開放       |
|                | 身障駐車場         | 通年                       | 8:30～17:00 |
| 川中島古戦場<br>史跡公園 | 北駐車場          | 通年                       | 8:30～17:30 |
|                | 南駐車場          | 3月～11月                   | 8:30～21:00 |
|                |               | 12月～2月                   | 8:30～17:30 |
| 地附山公園          | 公園全体          | 4月～5月、9月～11月23日          | 8:30～16:30 |
|                |               | 6月～8月                    | 8:30～18:30 |
|                |               | 11月24日から翌年の3月31日<br>までの日 | 休園         |

※地附山公園の開場時間及び休園日は、長野市都市公園条例第12条の4に定めるもの

② 収入及び支出の状況（令和元年度）

| 区分   | 項目     | 金額（円）       |
|------|--------|-------------|
| 収入   | 利用料金   |             |
|      | 指定管理料  | 131,000,000 |
|      | 委託料    |             |
|      | 販売収入等  |             |
|      | その他収入  | 1,254,945   |
|      | 計      | 132,254,945 |
| 支出   | 人件費    | 27,758,441  |
|      | 設備管理費  | 3,776,196   |
|      | 備品購入費  | 1,162,534   |
|      | 修繕費    | 1,337,277   |
|      | 光熱水費   | 7,505,943   |
|      | 事業費    | 83,811,425  |
|      | 事務経費   | 6,793,072   |
|      | 本社経費   |             |
|      | その他    |             |
|      | 計      | 132,144,888 |
| 自主事業 | 収入     | 155,100     |
|      | 支出     | 264,508     |
|      | 自主事業損益 | ▲109,408    |
| 損益   |        | ▲649        |

## 2 施設の設置目的及び管理運営方針

### (1) 施設の設置目的

公園は、市民のレクリエーション、健康増進、文化、コミュニティ活動等の拠点として設置。また、災害時には避難場所となる側面も併せ持っている。

### (2) 基本方針・目標

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを利用者に提供するとともに本市の財政負担の軽減を図ることとします。また、幅広い世代の人々が集い、楽しく・安全・快適に憩える環境を整えることを目指すこととします。

### (3) 維持管理方針

公園の施設や設備は、その機能と特性を十分に把握した上で全ての施設を適正・安全・清潔に保ち、利用者が安全で快適に利用できるよう、次年度以降の運営を視野に入れて、適正な管理と保守点検を行うこととします。

### (4) 施設の運営方針

- ・利用者の安全対策を第一に運営すること。
- ・市民の平等、公平な利用を確保すること。
- ・利用者に対応する時は、明るい笑顔で挨拶し、親切・丁寧を心がけるように努めること。
- ・利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映するように努めること。
- ・施設内を清潔に保つとともに、光熱水費の削減に努めること。
- ・施設の長寿命化のために点検と修繕に努めること。

### (5) 法令等の遵守

下記のほか、公園の運営に関する諸法令の遵守が求められます。なお、指定管理者として施設の管理をする際は、危機管理に関するマニュアル、個人情報取り扱いに関するマニュアル等を整備する必要があります。

- ・都市公園法、都市公園法施行令及び都市公園法施行規則
- ・長野市都市公園条例及び長野市都市公園条例施行規則
- ・地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ・労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・長野市個人情報保護条例及び同施行規則
- ・長野市公契約等基本条例

### (6) 障害を理由とする差別の解消の推進

#### ① 対応要領に沿った対応

指定管理者は、本市の「障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（以下「対応要領」という。）を踏まえ、不当な差別の取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行ってください。

#### ② 職員研修及び連絡体制

指定管理者は、対応要領に示されている不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な

考え方等について理解を深めるため、指定管理業務に従事する職員の研修を実施するとともに、施設によって提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生じないように、施設所管課との連絡を密にし、適切に対応してください。

③ 対応指針に沿った対応

指定管理者は、指定管理業務を履行するに当たり、当該事業分野における主務大臣が示す、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針に則って、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければなりません。

(7) 業務委託

一部の業務を委託することは可能です。業務の一部を委託する場合は、事業計画書に明示すること。なお、全業務を一括して他の事業者にも再委託することはできません。

(8) その他業務

モニタリング（監視・確認業務）に関する事など、長野市が特に必要と認める業務

### 3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 公園の維持管理に関する事

指定管理者は以下の維持管理業務を行い、業務の詳細は別添1「長野市城山公園ほか7施設 指定管理者募集要項 業務仕様書」で示すこととします。

① 公園管理全般

・都市公園の管理運営を円滑かつ効果的に推進するための、マネジメント能力を備えた指導者（一般社団法人日本公園緑地協会が認定する公園管理運営士と同等レベルの知識と経験を有する者）のもとで行うこと。

② 樹木等の植栽管理

・樹木医・街路樹剪定士等の専門的な知識を有する者の指導のもとで行うこと。  
・植栽管理において、農薬等の薬剤を使用する場合は、年度当初に年間計画を提出すること。また、農薬取締法等の関係法令、「住宅地等における農薬使用について」などの通知等を遵守し、適正な使用に努め、年度末に使用実績を報告すること。

③ 一般施設の維持管理

・利用者の安全確保を最優先するとともに施設の運営に支障をきたさないよう管理すること。  
・破損、不具合の生じた時には速やかに市に報告を行うこと。  
・日常管理で発生する軽微な修繕は、指定管理者において行うこと。また、専門業者に依頼して実施する修繕は、事前に市の承諾を得て実施すること。  
・その他各種公園施設（遊具を除く）については、状態及び稼動状況を確認し、夜間の照明施設等の稼動状況についても点検を行うこと。また、日常の安全点検は施設の特性に応じて、専門技術者の指導を受けた者により実施すること。

④ 遊具点検

・遊具の安全点検は、年1回、(社)日本公園施設業協会が認定する専門技術者（公園施設

製品整備技師・同管理技師)が、協会基準に基づき実施すること。また、日常の安全点検は、専門技術者の指導を受けた者により実施すること。

⑤ 園内清掃(トイレ含む)

・公園の美観を保持し、利用者の視点から常に快適な状態を保つこと。

⑥ 除雪

・公園内の除雪は、管理上必要な箇所(安全確保、避難路確保等)を中心に、冬期に開放する施設(駐車場を含む。)を結ぶ園路において、車椅子の通行に支障がないように実施すること。また、公園に面する歩道も除雪すること。

⑦ 備品等の貸与等

ア 備品等の貸与

長野市は、所有する備品等(以下「備品等(I種)」という。)を無償で指定管理者に貸与します。※現在、該当の備品等はありません。

イ 備品等の更新等

本業務実施のために新たに備品等(I種)に相当する備品等が必要となった場合には、指定管理者の費用(管理経費又は利用料金収入)で当該備品等を調達(購入、リース契約等)することとします。この場合、指定管理者はあらかじめ当該備品等の購入又は取得について、長野市の承諾を得てください。

なお、指定管理者が購入又は取得した場合、備品等(I種)の所有権は長野市に帰属します。ただし、高額な備品については、長野市が予算措置し、長野市が購入します。

ウ その他備品等

備品等(I種)以外に指定管理者が必要とする備品等が生じた場合には、指定管理者の任意により備品等(以下「備品等(II種)」という。)を調達(購入、リース契約等)し、本業務のために供することができます。

備品等(II種)の調達(購入、リース契約等)後は、速やかに、長野市に報告し、台帳や目録等を整備し、備品等(I種)と明確に区分して適正に管理してください。

なお、備品等(II種)を購入又は取得した場合の所有権は、指定管理者に帰属します。

エ 消耗品等

施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品を適宜購入し、管理を行うこと。

地元事業者から物品を購入する等、地元活用に努めること。

地元の障害者就労施設等(※)からの物品及び役務の調達に努めること。

※長野市ホームページに掲載しています、ご覧ください。

トップページ > 組織でさがす > 障害福祉課 > 障害者優先調達推進法について

⑧ 関係法令に基づく公園利用者等への指導

・都市公園法、都市公園条例等に基づき、公園の健全な管理・運営に支障を来たす場合には、利用者に指導・注意すること。

【指導が必要な事象の例】

動物の引き連れ、違法占用、長期間の違法駐車、二輪・四輪の乗り入れ、火気(直火)

の使用など。

⑨ 月報等の作成

- ・公園管理人を配置する公園にあつては、勤務日毎に報告書を作成すること。
- ・定期の見回りを指定する公園にあつては、見回りの都度、報告書を作成すること。
- ・管理状況がわかる写真を月1回程度撮影し、月報に添付すること。また、異常があつた場合は当該箇所の写真を月報とともに提出すること。

| 公園名           | 管理人月報 | 見回り報告       |
|---------------|-------|-------------|
| 城山公園          | ○     | —           |
| 川中島古戦場史跡公園    | ○     | —           |
| 昭和の森公園        | ○     | —           |
| 青垣公園          | ○     | 週2回以上       |
| 地附山公園         | ○     | 閉園期間中は週1回以上 |
| 若穂中央公園        | ○     | 週2回以上       |
| 南長野運動公園（植栽部分） | ○     | 月1回以上       |
| 市場緑地          | ○     | 月1回以上       |

(2) 職員の配置等に関する事

① 公園管理人の配置

城山公園、川中島古戦場史跡公園、昭和の森公園及び地附山公園に、日常管理業務に従事する公園管理人をそれぞれ1名以上常駐配置し、公園の管理運営に支障がないようにすること。

| 公園名                          | 従事期間                                  | 勤務時間  |
|------------------------------|---------------------------------------|---|
| 城山公園<br>川中島古戦場史跡公園<br>昭和の森公園 | 12月から2月の土日祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く毎日 | 8:00~17:00<br>※左記除外期間であっても、従事することを妨げない。               |
| 地附山公園                        | 11月24日~3月31日の冬期閉園期間を除く毎日              | 4月~5月及び9月~11月23日<br>8:00~17:00<br>6月~8月<br>8:00~19:00 |

② 定期の見回り

青垣公園・若穂中央公園・南長野運動公園・市場緑地は定期的に見回りを行うなど、公園等の管理運営に支障がないようにすること。

③ 職員研修

公園管理業務に従事する者を対象に、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。また、接遇及び緊急時の対応については、訓練を含め実施すること。

④ 従事者採用

地元雇用の創出・推進に配慮すること。

(3) 施設の利用促進に関する事

- ① 広報活動に関すること  
指定管理者は、施設の利用方法や案内図等を、施設利用者に解り易い場所に掲示してください。また、独自に実施する事業について、専用ホームページの作成等により、積極的に広報を実施してください。
- ② 利用時間等の延長に関すること  
指定管理者は、施設の開場期間及び開場時間の延長等については、理由を明確にした上で提案しても差し支えないが、提案は市長の承認を受けて実施してください。
- ③ 便益施設に関すること  
指定管理者は、公園利用者の利便に供するための市が整備した駐車場、トイレ、水飲み場などの便益施設（都市公園法施行令第5条第6項関係）の運用に努めてください。  
詳細は別添1「長野市城山公園ほか7施設 指定管理者募集要項 業務仕様書」で示すとおりです。  
なお、自動販売機は便益施設となりますので、提案してください。
- ④ 利用者ニーズの把握及び反映  
指定管理者は、利用者からのアンケート実施等による意見把握やサービス提供や管理運営状況の分析・検証を行い、管理運営に反映させてください。
- (4) 自主事業に関すること  
指定管理者は、公の施設の管理業務の遂行を妨げない範囲において、事前に長野市と協議の上、自己の責任及び費用負担により施設を活用して自主事業を実施することができます。  
なお、内容を変更する場合も同様に協議してください。  
魅力ある自主事業は、施設の利用促進にもつながることから積極的に提案してください。  
ア 施設の設置目的に沿った事業内容とすること。  
イ 地域住民・利用者のニーズが反映されていること。  
ウ 事業の対象者については、各年齢層や世代間交流を考慮すること。  
エ 都市公園内への自動販売機（便益施設）の設置は指定事業となるため、自主事業による提案はできません。
- (5) 災害等発生時の対応業務  
ア 施設利用者の避難誘導等の安全確保を最優先すること。  
イ 施設内の損壊等の被害を最小限に抑えること。  
ウ 施設内の施設状況調査を行い、長野市と連絡を取って対応すること。  
エ 当該施設は市の避難所として指定されて（活用が見込まれて）いるものがあり、災害等発生時は市民が避難生活を送る場所となるため、施設管理者として協力を求めることがあります。
- (6) 業務委託  
一部の業務を委託することは可能です。業務の一部を委託する場合は、事業計画書に明示してください。なお、全業務を一括して他の事業者にも再委託することはできません。
- (7) その他業務

- ① モニタリング（監視・確認業務）に関すること
  - ア 事業計画書及び収支予算書の作成
  - イ 事業報告書の作成
  - ウ 月報及び四半期総括書の作成
- ※ その他、セルフモニタリング（指定管理者が自ら実施する監視・確認業務）について、考慮しているものを提案してください（例：利用者アンケート等）。
- ② その他
  - ア 関係機関との連絡調整
  - イ その他業務（管理業務に関する庶務、経理等の事務、申請書類等の作成等）
  - ウ 指定期間終了にあたっての委任業務の引継ぎ

#### 4 管理経費

指定管理業務に係る経費は、事業計画書において提示のあった金額を参考に、年度毎に予算の範囲内で支払います。提案に当たっては、「民間の能力を活用して、住民サービスの向上と経費の節減等を図る」という指定管理者制度の趣旨を踏まえ、管理経費を適正に積算すること。

また、年度協定書において定める委託料の額の算出に当たっては、提案額や決算見込額（実績）を基に双方協議することとなり、提案額がそのまま委託料となるわけではありません。

なお、長野市が指定管理者に支払う管理経費については、消費税及び地方消費税が含まれません。また、管理基準や労働条件等については現行法制（令和3年4月1日現在）に基づき積算することとし、管理経費は指定期間分（年度ごとに）示すようにしてください。

また、当該施設の管理運営に関して、人事、給与、福利厚生、会計管理、電算管理等の業務を法人本部で一括処理する場合は、これらの総務的経費のうち、当該施設の指定管理業務から発生する費用についても事業計画書に記載してください。

##### (1) 経費の支払

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として、四半期毎に支払います。

##### (2) 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理してください。

また、他の「公の施設」の指定も受ける場合、他の「公の施設」の管理口座とは別の口座で管理する必要があります。

##### (3) 利益の配分

指定管理者は、委任業務（ただし、自主事業は除く）の収入及び支出について、長野市が指定した方式により各年度末をもって実績清算を行い、その結果、利益が生じたときは、別に定めるところにより算定した金額を長野市が指定する期日までに長野市に納付するものとする。この場合において1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

#### 5 法人市民税・事業所税について



法人市民税及び事業所税については、長野市指定管理者制度ガイドラインを参照してください。

## 6 管理運営状況に関するモニタリング

指定管理者により、施設が適正に運営されているかどうかを確認するため、市は定期的及び随時にモニタリングを実施します。指定管理者は、市が指定する報告書を提出する必要があり、運営状況が適正でない認められる場合は、市は指定管理者に対して必要な勧告や指示を行います。

なお、モニタリングの結果は、毎年、モニタリング評価結果としてとりまとめ、ホームページ等で公開します。

また、モニタリング評価方法の見直しに伴い、指定期間の途中でモニタリングの実施方法等が変更となる場合があります。

## 7 指定管理者と長野市の責任分担

| 種 類           | 内 容   | 負担者 |       |
|---------------|---|-----|-------|
|               |   | 長野市 | 指定管理者 |
| 物価変動          | 人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増   |     | ○     |
| 金利変動          | 金利の変動に伴う経費の増  |     | ○     |
| 税制変更          | 指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更（消費税等）  | ○   |       |
|               | 指定管理者に影響を及ぼす税制変更（法人税、固定資産税等）  |     | ○     |
| 法令の変更         | 施設等の新設又は改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更   | ○   |       |
|               | 管理基準の変更を要する法令変更   |     | ○     |
|               | 指定管理者に影響を及ぼす法令変更  |     | ○     |
| 行政的な理由による事業変更 | 行政的な理由から、委任業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更若しくは業務の停止を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費 | ○   |       |
| 苦情対応          | 施設利用者等からの苦情対応   |     | ○     |
| 事故対応          | 施設及び管理地内における事故への対応  |     | ○     |
| 施設・設備の修繕・改修   | 経年劣化によるもの（1件10万円未満）   |     | ○     |
|               | 経年劣化によるもの（1件10万円以上）   | ○   |       |
|               | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できるもの   |     | ○     |
|               | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件10万円未満）  |     | ○     |

| 種 類          | 内 容  | 負 担 者 |       |
|--------------|--|-------|-------|
|              |  | 長野市   | 指定管理者 |
|              | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件10万円以上）   | ○     |       |
| 運営リスク        | 施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク   |       | ○     |
|              | 改修、修繕、保守点検等による施設の全部又は一部の利用停止   |       | ○     |
| 不可抗力         | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱及び暴動その他の長野市又は指定管理者いずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）により発生する施設、設備の修復による増加費用 | ○     |       |
|              | 不可抗力により発生した指定管理者の損害、損失及び増加費用   |       | ○     |
|              | 指定管理者の管理責任によらない重大な欠陥が発生した場合  | ○     |       |
| 利用の変更、中止及び延期 | 長野市の責任による変更、中止及び延期   | ○     |       |
|              | 指定管理者の責任による変更、中止及び延期   |       | ○     |
|              | 利用者の責任による変更、中止及び延期   |       | ○     |
|              | 利用者の利用放棄、破綻  |       | ○     |
| 書類の誤り        | 仕様書等長野市が責任を持つ書類の誤りによるもの  | ○     |       |
|              | 事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの   |       | ○     |
| 資料等の損傷       | 管理者としての注意義務を怠ったことによるもの   |       | ○     |
|              | 上記以外のもの  | ○     |       |
| 運営費の増大       | 長野市以外の要因による運営費の増大  |       | ○     |
| 第三者への賠償      | 管理業務の執行に伴い第三者に損害を与えた場合   |       | ○     |
| 安全性の確保、環境の保全 | 維持管理、運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）  |       | ○     |
| セキュリティ       | 管理不備による情報漏洩、犯罪発生   |       | ○     |
| 事業終了時の費用     | 指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中に業務を廃止した場合における指定管理者の撤収費用  |       | ○     |

## 8 賠償責任と保険

### (1) 賠償責任

- ① 指定管理者は、その責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害について賠償責任を負うものとします。
- ② 長野市は指定管理者に対して、指定管理者は長野市に対して、それぞれの責めに帰すべき事由により損害を与えたときは、その損害について賠償責任を負うものとします。
- ③ 長野市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について利用者又は第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

### (2) 保険

- ① 市が付保している保険は、次のとおりです。
  - ・建物総合損害共済(長野市の基準に基づき加入。基準は別紙 1 のとおり)
  - ・市民総合賠償補償保険
- ② 指定管理者が付保しなければならない保険は、次のとおりとします。
  - ・施設賠償責任保険(指定管理者特約条項等の付いたもの)
  - ・傷害保険
  - ・自動車賠償責任保険、自動車任意保険

## 9 申請者の資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 長野市工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法第 17 条又は民事再生法第 21 条の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされた場合は、更生手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 最近 1 年間の法人税、消費税、地方消費税及び市県民税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が属していないこと。また、暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)との関与が認められるなど、暴力団又は暴力団員との間に、社会的に非難されるべき関係がないこと。
- (6) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であること。

団体の場合は必ずしも法人格を必要としませんが、個人では申請することができません。

また、複数の団体から構成される共同体による申請も可能ですが、代表団体を 1 団体定めること、また構成団体の全てが上記の資格を満たしていることが必要です。

## 10 募集要項に関する質問受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

受付期間：提出期限の1週間前まで（令和3年4月15日（木）から6月8日（火）まで）  
随時受け付けますが、回答に1週間程かかる場合がありますので、ご了承ください。

受付方法：質問書（様式指定なし）に記入のうえ、Eメールに添付、郵送またはFAXにて下記まで送付してください。

受付場所：長野市都市整備部公園緑地課（市役所 第二庁舎5階）

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

電話：026-224-5054 FAX：026-224-5111

Eメール：kouen@city.nagano.lg.jp

## 11 申請書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、提出期間内に次の書類について、正本1部と写し14部を市長に提出してください。

なお、申請書類は返還いたしません。また、候補団体とならなかった団体の申請書類を利用することはありません。

(1) 指定申請書

(2) 長野市城山公園ほか7施設 指定管理者事業計画書

(3) 長野市城山公園ほか7施設の管理に関する業務の収支予算書

※申請者において指定した様式に代わる独自の事業計画及び収支予算書を作成しても構いませんが、記載する順番は指定した様式の順番としてください。また、いずれの場合も指定期間各年度の計画・予算書を提出してください。

また、開館時間の延長や閉館日の削減といったサービス向上策を提案する際は、現状のまままでの運営経費と、サービス向上案での運営経費両方を記載してください。

(4) 定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）

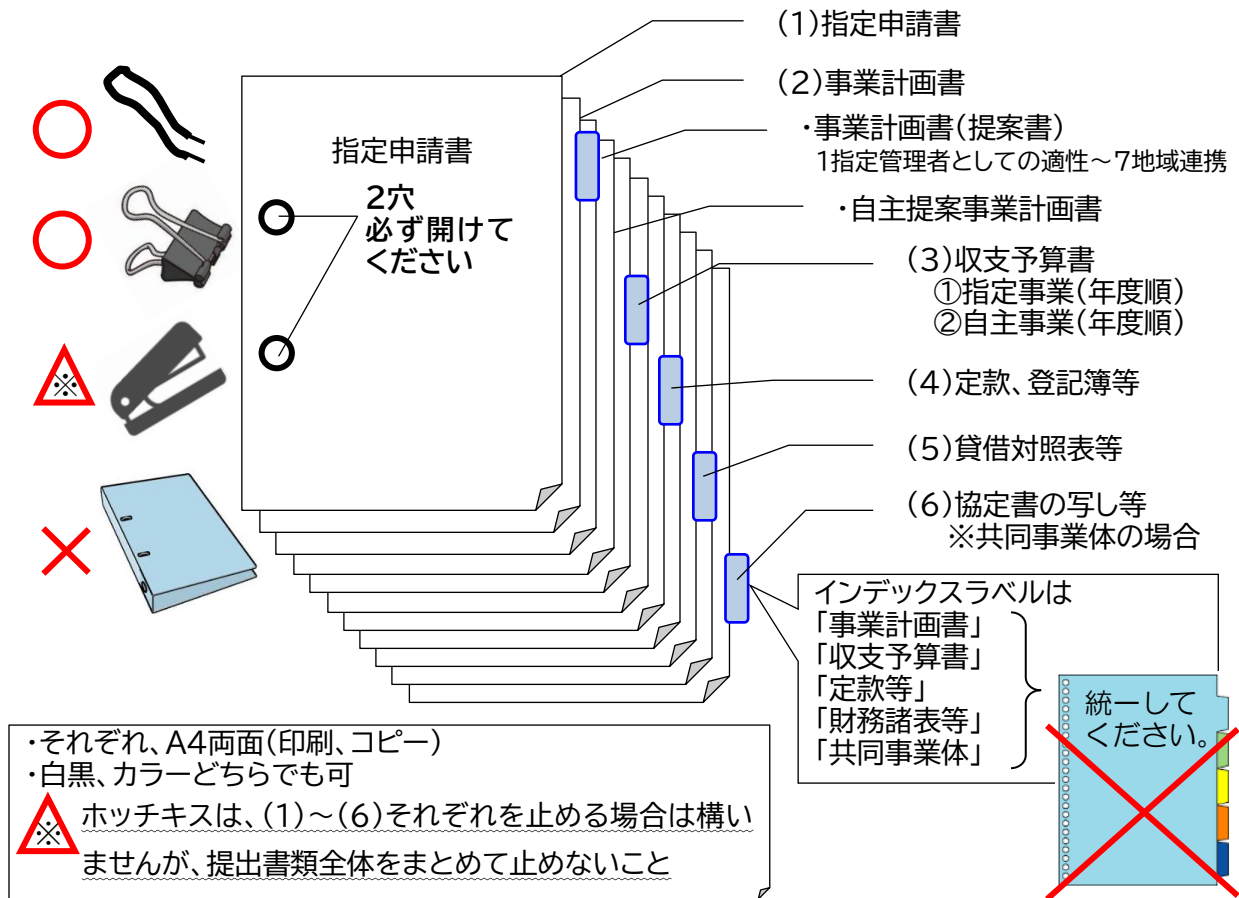
(5) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録等（別紙「財務諸表等の提出一覧」のとおり）。

(6) 共同事業体の場合は、構成する団体名、代表となる団体名、構成する団体の責任分担、負担割合等が明確になっている、共同体を示す協定書の写し等

※申請者は、原則として本社等の代表者としてください。

※資料が複数ページに渡る場合は、ページ番号を振るなど工夫してください。

【提出書類の綴り順等】



12 説明会

応募方法、申請書類、指定管理者業務等について下記のとおり説明会を開催します。

参加人数については、1団体につき3名までとし、参加希望団体は4月28日(水)までに下記提出先にあらかじめ連絡してください。

- (1) 日 時 令和3年5月13日(木) 14時から17時まで  
(2) 場 所 長野市役所 都市整備部：部長応接室(第二庁舎5階)

13 申請書類の提出先及び提出期限

提出先：長野市都市整備部公園緑地課(市役所 第二庁舎5階)

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

電話：026-224-5054

提出期限：令和3年6月15日(火)午後5時15分必着です。

14 指定管理者の選定等

- (1) 指定管理者選定の方式

指定管理者の選定は公募型プロポーザル方式を採用します。

指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会が指定管理者の候補団体を決定します。

(2) 応募者の審査

担当部局において書類審査を行い、その結果を選定委員会へ報告します。

選定委員会においては、担当部局の審査結果並びに必要なに応じて実施されるプレゼンテーションを基に審査し、指定管理者の候補団体を決定します。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、書類を提出した応募者全員に対して通知するとともに、ホームページへの掲載等により公表します。

(4) 協定の締結

長野市と指定管理者候補団体は長野市城山公園ほか7施設の管理に係る詳細について協議を行い、指定議案及び予算案の議決後、協定を締結します。

15 選定の基準等

(1) 選定基準

長野市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定に準じます。

ア 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査項目

審査項目は次のとおりとします。

ア 管理運営を行うにあたっての方針について

イ 団体の経営方針について

ウ 経営の安定性と継続性について（財務状況／組織体制）

エ 同様、類似施設の管理運営実績について

オ 施設の有効活用について（施設の現状に対する考え方及び将来展望／市指定事業計画／自主事業計画／サービスを向上させるための方策）

カ 利用者対処について（利用者のトラブルの未然防止と対処法）

キ 事業収支について（指定事業・自主事業における収支の妥当性／市負担額の縮減／再委託の妥当性）

ク 施設の管理運営全般について（職員の配置・研修計画／平等利用／経理／施設・備品の維持管理／セルフモニタリング）

ケ 危機管理対策について（安全対策／個人情報の保護／防犯・防災／緊急時の対応・体制）

コ 地域との連携について（地元雇用／地元事業者の活用／障害者就労施設等からの物品及

び役務の調達)

サ モニタリング評価結果（ただし、現在の指定管理者が、再度申請した場合のみ）

シ その他、当該施設固有の特殊事情について

## 16 応募に際しての留意事項

### (1) 接触の禁止

応募者は、選定委員、本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

### (2) 応募内容の変更禁止

申請書類の内容は、提出期限後、変更及び追加することはできません（長野市が求める場合を除く）。

### (3) 虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

### (4) 応募の辞退

申請書類の受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

### (5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

### (6) 申請書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は、長野市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

### (7) 情報公開について

指定管理者の候補団体として選定された団体の申請書類については、原則公開とします（団体の信用情報等は除く）。また、プレゼンテーションを実施する際は必要に応じて公開することがあります。

### (8) 提案について

開館時間の延長等については、積極的に提案していただけますが、指定管理者の候補団体として選定された団体の申請書類に記載されている提案の全てをそのまま採用するわけではありません。提案内容は尊重しつつ、長野市と候補団体との協議の上、施設の運営上必要と認められる部分について採用することとなります。

## 17 候補団体選定後について

指定管理者候補団体を指定管理者として指定後、指定管理者は市と協議し、施設の運営に支障のない範囲で施設内に立ち入り、準備を進めることができることとします。なお、準備に係る費用（自主事業のための施設修繕・整備含む）については、指定管理者の負担とします。

## 18 長野市公契約等基本条例

本条例は、長野市が発注、依頼する全ての契約と公の施設の管理に関する協定が対象となり

ます。また、長野市と基本協定を締結する指定管理者だけでなく、指定事業を行うため長野市の承認を得た上で、清掃、警備等の個々の業務を指定管理者から第三者（当該業務を専門とする事業者等）へ委託する、または請け負わせる事業者についても対象としています。

詳しくは、長野市指定管理者制度ガイドラインを参照してください。

#### 19 指定管理者の取り消し等

指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、指定管理者による事業の履行が確実でないと認められる場合、または、著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定管理者の指定の決定を取り消すことがあります。

#### 20 公の施設の廃止等

長野市では、長野市公共施設等総合管理計画に基づき公共施設マネジメントを推進しており、公の施設の見直しに伴い、指定期間に関わらず、当該施設が廃止又は移転、統合、増改築等となる場合もあります。

廃止の場合は、遅くとも廃止をしようとする日の1年前までに、その旨を指定管理者に通知します。また、公の施設の移転、統合、増改築等により、地方自治法 244 条の2 第4項に規定する「管理の基準」及び「業務の範囲」が大幅に変更となる場合には、新たな指定管理者の指定の手続きが必要となり、その場合は、指定期間を変更（短縮）することとなります。

これらの公の施設の廃止等により、指定管理者に損害や損失が生じた場合には、合理性が認められる範囲で長野市が負担することを原則として、長野市と指定管理者との協議により決定することとします。



令和3年度 全国市有物件災害共済会「建物総合損害共済」加入基準

以下の基準により加入しています。

|           | 加入基準  |
|-----------|---|
| 建物の場合     | <p>(1) 中山間地域として規程している13地区及び土砂災害危険箇所にある建物<br/>13地区：浅川、小田切、芋井、篠ノ井（信里）、松代（豊栄・西条）、若穂（保科）、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条地区<br/>※ 構造級「鉄筋コンクリート造(1級)、鉄骨造(2級)、木造(3級)」は問わない。</p> <p>(2) 計画規模浸水想定地域（3m以上）に在する建物<br/>※ 構造級1級～3級は問わない。</p> <p>(3) 構造級3級の建物<br/>※ 構造級1級・2級の建物は対象外とする。</p> <p>(4) 構造級1、2級の建物でも火災が懸念される建物<br/>※ 給食センター、清掃センター、火葬場等</p> <p>(5) 住民自治協議会が受託する公民館<br/>※ 簡易な建物含む（構造級は問わない）。</p> <p>(6) (1)～(5)であっても普通財産については対象外とする。<br/>※ ただし管理、契約上加入が必要なものを除く。</p> <p>(7) (1)～(5)に該当しない建物でも、管理、契約上加入が必要と認められるものは、加入の対象とする。</p> <p>◇ 取得価額が500万円未満（税込）の簡易な建物（四阿、トイレ、倉庫等）は、上記(1)～(4)に該当しても対象外とする。</p> |
| 工作物・動産の場合 | <p>(1) 100万円以上（税込）の工作物・動産で、取得から10年以内の物件</p> <p>(2) (1)のうち太陽光発電装置や電子関連機器等は、落雷時自動過電流遮断装置がある物件を除く。</p> <p>(3) 借用物件で施設管理者が加入適当と判断する物件（価額、借用期間は問わない）</p> <p>◇ 遊具は対象外とする。</p>   |